

2017年12月7日

仙台市長

郡 和子 殿

日本労働組合総連合会
宮城県連合会（連合宮城）
会長 小出 裕一

連合宮城仙台地域協議会
議長 星 幸司

仙台市政に関する要請書

貴職におかれましては、日頃より連合宮城の運動推進にあたりご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

東日本大震災から間もなく7年を迎えようとしています。仙台市においては復興計画も完了し被災者生活再建支援プログラムに移行されましたが、引き続き被災者の支援や災害に強い街づくりが求められます。また、地域経済の発展や地域住民の利便性の向上など、住みやすいまちづくりに向けて仙台市に求められる役割も大きいものと考えています。

連合宮城は、地域経済と中小企業の活性化、働く人々の雇用安定と生活再生に向け、政策制度にかかわる専門委員会を設置し、要請事項を取りまとめましたので以下の通り要請致します。

記

I. 地場産業・中小企業の成長と再生に向けた政策について

1. 地場企業の活用と地域産業への更なる支援に向けて

震災によって国内外の販路を失った企業が少なくないことに加え、今後も人口減少により国内市場は縮小を見込まれることから、自治体が中小企業の発展や雇用の維持・拡大に向け、地場で生産された素材や材料を含めた地場産品や地場企業の積極的活用および販路開拓・拡大を希望する中小企業に対し引き続き支援を行うこと。

また、水産・食品加工業の販路回復に向けて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害の払拭に向けた情報発信を継続して取り組むとともに、関係団体と更なる連携強化をはかること。

II. 社会保障・医療の充実に向けた政策について

1. 公契約の下で働く労働者の公正な労働条件確保について

被災地である仙台市においては、復興の加速化の意味からも、国の動きを待つだけでなく、地方自治体自らが主導的に行動すべきであり、そのためには法令遵守、適正な賃金、労働環境の整備が必要です。

公共サービスの質の確保は、地域経済の活性化や地域における適正な賃金水準の確保、住民福祉の増進に寄与します。公共サービスを支える全ての労働者の処遇改善、公正労働基準の確立を目的とした公契約条例を制定すること。

2. 入札制度・指定管理者制度の改善について

自治体における「入札制度・指定管理者制度」は、景気向上、環境・福祉・男女共同参画などの社会的価値、職員の雇用継続、賃金・労働条件の継続的な確保のための手段としてとらえ、適正な運用を図ること。

また、雇用の確保については、自治体の責任を明確にし、長期継続契約・長期指定、随意契約・随意指定、特命指定などの活用を図り、労働者の長期安定雇用に努めること。

Ⅲ. 生活困窮者・子どもの支援拡充と教育に係わる政策について

1. 生活困窮者自立支援制度及び子どもの貧困対策

(1) 生活困窮者の自立支援に対する求職支援や住宅福祉資金貸付、パーソナルサポートなどを一体的に運用するワンストップ・サービス法の仕組みを整備すること。

(2) 地域における貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。また、食事環境や学習環境が十分に行き届いていないことも多く、貧困の連鎖が生み出されることが懸念されることから、子どもの食生活や学習機会を支援する施設や団体（子ども食堂等）に対して支援を行うこと。

(3) すべての子どもに対するより良い保育・幼児教育環境を確保するため、幼稚園教諭や保育士の処遇改善とキャリアアップ体制を構築し、保育などを担う人材の離職防止をはかるほか、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、人材確保対策を強化すること。

2. 雇用・教育政策について

(1) 児童や生徒が働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任などに関する知識を深め活用できるよう、カリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員やOB・OGなど外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

(2) いじめによる自死が相次いでいることを深刻に受け止め、いじめ・体罰問題の解消に向けて、養護教諭を複数配置するとともに、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーをすべての小・中・高等学校に常勤配置すること。

Ⅳ. 安全で安心なインフラ整備に係わる交通・運輸政策について

1. 営業用車両等の駐停車環境の整備改善について

(1) 運送事業者は、違反車両を特定する業務が「民間委託」されて以降、配達のために車を止める行為について一定の配慮を求めることと共に、事業者として助手を配置するなど対策を講じています。運送事業者にとっては、安全な輸送を確保する観点からも駐停車スペースの確保は不可欠であり、宅配や食品配達は、買い物弱者や超高齢化社会を迎えた現代において重要なインフラのひとつであることは共通認識となっています。

貨物専用パーキングや荷捌きスペースなどのインフラ整備が十分にされないまま、

一般車両と同様に営業車も駐車違反の取り締まりの対象となることは、事業運営に大きな影響を与えることからこの間「貨物車への一定の配慮」を求めてきました。

具体的な駐車地域の選定などの道路環境の整備がなされるまでは「配達のために止める貨物車の行為」については除外すること。

(2)トラック運転手は、業務の性質上車両を駐停車させ休息を取ることが健康確保と安全運行に向けて不可欠である。道の駅等はあるが、大型トラックを止めるスペースが無いことから大型車の駐停車スペースの確保・整備を行うこと。

(3)2006年6月に施行された改正道路交通法で導入された民間の駐車監視員による放置車両の取り締まりにより、違法駐車台数は減少しました。その一方で、道路に駐車せざるを得ないトラックの実態が浮き彫りとなっています。公共的性格・社会的機能を持つ営業用トラックの運転者が安心して働ける職場環境の確保が求められています。

国土交通省は、2017年3月23日、屋内駐車場の高さが低いため周辺にトラックを駐車し荷捌きが行われていることや荷役に利用できるエレベーター不足の改善に向け、「駐車マスの大きさ」「車路の高さ」「荷捌きスペース」の確保など、物流を考慮した建築物の設計・運用指針の骨子を取りまとめました。この手引書は、地方自治体の関係者等も対象となっておりますので物流の実態を把握し早期で有効な対策を講ずること。

2. 仙台都市部における荷さばき駐車施策について

仙台都心部における荷さばき駐車施策の推進会議が立ち上げら、実績として平成26年8月までに8台分の路上荷さばき用駐車スペースが設置されましたが、配送業務に必要な荷さばきスペースはまだ不足している現状です。

ドライバーは、路上において危険と隣り合わせで荷卸しを行っている現状を踏まえ、まちづくりの観点からも実態を把握し早急に実効性のある対策を求めます。また、この推進会議が平成22年9月を最後に開催されていないことから再開に向けた検討を行うことに加え、既に設置された荷捌きスペースが経年劣化し表示箇所がみえにくくなっていることから、事業者が利用しやすいよう維持管理を行うこと。

3. 自転車レーンの拡充と仙台市内繁華街駐輪対策について

2013年12月の改正道路交通法の施行により自転車の車道走行時の左側通行が義務化され、2015年6月より悪質な交通違反に対する講習の受講が義務化されました。2017年9月末現在、自転車が第1当事者になった人身事故件数は27件発生しており、前年同期と比較して件数、死傷者数とも増加したことを踏まえ、自転車運転者へ更なる安全教育の強化とまちづくりの中に「自転車レーンの拡充」を入れ、歩道・自転車道・車道の峻別化を図るとともに、仙台市内繁華街における駐輪対策も検討すること。

4. 地域公共交通会議の改善対策について

地域公共交通網形成計画の作成においては、地域全体を見渡した総合的な公共交通網を形成していくとしています。また、既存する民間バス路線・コミュニティバス・デマンド交通などによる地域全体のネットワーク形成については、バス事業者と十分協議を行い、役割分担を決定することが必要であることを留意点としていま

す。地域公共交通網形成計画において、既存路線との重複や混乱がないように地域公共交通会議や協議会などへ趣旨の徹底をはかる必要があります。しかし、宮城県内の自治体に於いては、地域の交通体系をどのように形成していくかの協議もなく、一方的な決定機関となっているのが現状です。従いまして、中長期的な視点で地域交通政策を策定する公共交通担当部署の設置や専任者を配置するなど、公的資金を受けのための会議機関とならないための政策を講じること。

また、仙台圏に係る公共交通の在り方について継続的に協議する場を設置すること。

5. 公共交通網について

公共交通網（地下鉄東西線開通）の整備に伴い、仙台圏への通勤ラッシュの緩和が進んでいますが、現在も朝夕の仙台圏へのマイカー通勤量は殆ど変化がないような実情にあることから、以下の2点について要請します。

(1) バス・タクシーの更なる鉄道（駅）への集中的な輸送体系を構築し、公共交通手段の充実を検討すること。

(2) 仙台圏への混雑解消をするための公共交通機関へのシフト等に向けた具体策や現在検討している内容について明らかにすること。

V. 地域住民が安心して暮らせるまちづくりに係わる政策について

1. シェアリングエコノミーについて

政府が、昨年6月に閣議決定した新たな成長戦略のなかで明記した「シェアリングエコノミー」におけるライドシェアについては、白タク行為の合法化であり運行管理・整備管理など利用者の安全を担保する措置が確保されていないことから導入しないこと。また、民泊についても利用者の安全・安心が保証されず既存産業（タクシー、旅館、ホテル等）への影響が懸念されることから考え方を示すこと。

2. 大規模自然災害に耐えうる治山・治水対策について

大型台風や局地的豪雨による大規模な自然災害が頻発し、これにより発生する道路、鉄道施設・設備の流失や破損による住民の孤立を防ぐよう治山・治水対策の拡充強化を図ること。

以 上